

るべき崇高な事業だということになります。国体論によって理念化された朝鮮侵略論、それが征韓論でした。

Ⅶ 近代日本の朝鮮侵略

第17章

明治維新と征韓論争

(1) 書契問題

薩摩・長州を中心にした倒幕派は、一八六七年一二月、王政復古のクーデターを断行し、翌六八年一月、戊辰戦争がはじまると、諸外国に対して維新政府による外交権の掌握を宣言しました。しかしながら、江戸時代に一貫して外交関係を保ってきた朝鮮との交渉については、これまでどおり対馬藩が担当することを承認します。四月には江戸開城、九月に明治改元となりますが、維新政府の命令をうけ、対馬藩は朝鮮に対して王政復古を知らせる使節の派遣を実行しました。一二月に対馬藩使節が持参した外交文書（書契）は、これまでのものと一方的に形式を変えたもので、朝鮮側は受け取りを拒否し、いわゆる書契問題が発生することになります。

書契は「日本国左近衛少将対馬守平朝臣義達」から「朝鮮国礼曹参判公閣下」にあてたもので、予め送られていた礼曹参議あて書契とともに、「皇」「勅」の文字を用いて王政復古のことを通告する内容となりました。朝鮮側が問題としたのは、宗氏の官位が従来の「対馬州太守拾遺平某」から引き上げられ、一方で朝鮮側への敬称が「大人」から「公」に格下げされていること、「皇」「勅」などの文字が使用されていることなどでした。これらは、相互の対等性を損なわぬよう細心の注意が払われてきたことがらであり、とりわけ「皇」「勅」は、文字そのものが朝鮮国王との上下関係を含意するものですから、朝鮮側は警戒をつよめたのです。一八六九年に外務官員の宮本小一がまとめた「朝鮮論」や、対馬藩の報告書は、朝鮮側の懸念について、次のように的確に指摘しています。

「朝鮮国へ御一新の事を報知せしに快よく受ず。且其返書をも差越さず因循する由、其説を聞くに、其以前幕府と同等の交礼をなせし処、今天朝と交際する時は、幕府は將軍にして天皇陛下の臣下なり、然れば朝廷と交際するには二三等下らざるを得ずと。故に成べくは宗家と交際し、日本の国変に關涉せざる方、彼国王号に対しても都合よしとの説ありと聞く」

「今日本と和を失するは長策に非と雖、今此皇を称するの術は必漸を以我國を臣隸とするの奸謀なれば、始に慎で許すべからず。固り飽く事を不知の国俗なり。……如^{かくのしやう}是の異難を以て我に迫り、鬻端^{きんたん}を我に開かんとするの術策なり」

維新政府がこのような書契を送らせたのは、決して朝鮮外交についての知識が足りなかったからなのではありません。政府と対馬藩の担当者の間では綿密な協議がおこなわれ、書契の文面も慎重に作成されたものでした。宗氏の官位も、わざわざランクを引き上げる措置をとったうえで、使節を派遣

しています。宗氏自身が、このような内容では朝鮮側がうけとらないだろうと予想し、不首尾な場合には藩の存亡にもかかわるが覚悟しておくようにと藩内に布達していたのです。維新政府のこうした姿勢はいったい何に基づいていたのでしょうか。

(2) 朝廷直交論

朝鮮との交渉を命じられた対馬藩主宗義達が、一八六八年閏四月に提出した上書は、維新政府に迎合し、財政援助を引き出すべく、中世以来の幕府による対等な外交が国威を失墜したありうべからざるものと強調したうえ、次のようにのべていました。

「中古以来兩國の交際総て幕府を以敵礼と為し、此度改て朝廷御直交被仰出、萬緒御創之初に付、第一御名分御条理を被為正、……一定不易之朝典御建立被為在度」

このように、維新における朝鮮問題の核心は、「朝廷直交」の実現にはかならなかつたのであり、幕府による対等な外交を革めて「名分条理」を正すことだといえます。天皇が直接に外交を担う以上、古代のように朝鮮は天皇に服属するのが正しいあり方だということになります。そうした条理を正す一環が「皇」「勅」の書契であり、天皇の命令で王政復古を通告する宗氏はこれまでよりランクを上げなければならぬというわけなのです。

外務省内の意見を、先述の宮本小一「朝鮮論」は次のように紹介しています。

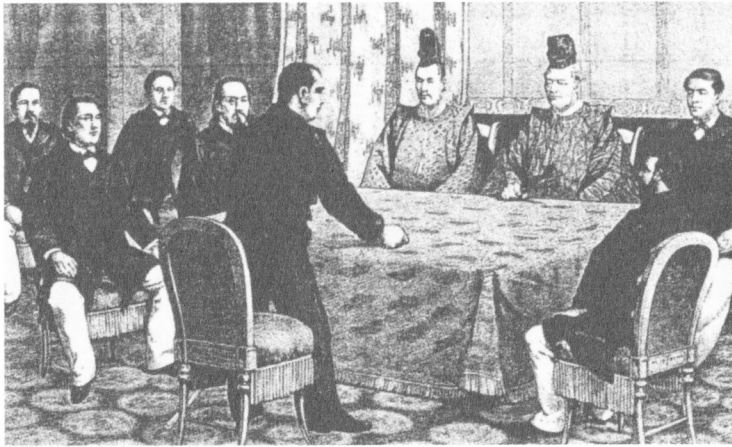
「方今朝鮮の事を論ずるもの曰く、王政復古し大号令天皇陛下より出る上は、朝鮮は古昔の如く属国となし、藩臣の礼を執らせねばならぬ也。宜しく速に皇使を遣わして其不庭を責め、苞茅の貢を入れさしむべしと」

また、維新政府の中枢にあって朝鮮外交を主導した木戸孝允は、対馬藩の使節が出発した直後、つまり、書契の受け取りが拒否される以前の二月一四日付の日記に次のように述べます。

「速に天下の方向を一定し、使節を朝鮮に遣し、彼無礼を問ひ、彼若不服ときは鳴罪攻撃其土、大に神州之威を伸張せんことを願ふ」

ここで木戸が「無礼」といっているのは、決して書契の受け取りが拒絶されたことをさすのではないでしょう。そもそも天皇への朝貢を怠つて、幕府と対等な外交をやってきたこと自体が無礼であり、「不逞」だというわけなのです。朝鮮側が、書契の文面に警戒を強め、態度を硬化させたのは必然的なことだったといわなければなりません。

書契問題が膠着するなか、政府内では朝鮮外交権を対馬から外務省へ一元化し、「皇使」すなわち天皇の直接の使節を派遣すべきだという意見が強まっています。即時の皇使派遣案に対しては、清



【17-1】 征韓論争の図／西郷の「征韓論」は大陸経綸のさきがけとして称揚された（『戦役画帳 御国之誉』1935年）

裂する明治六年政変となります。

征韓論者としての西郷は、日清・日露戦争をへてアジア侵略が展開されるのに並行して称揚されました。それは昭和期にはいつていつそう著しくなりませんが、これに対して、軍部の進める侵略戦争を批判する立場からは、西郷に反対した大久保利通おおくぼりつみちが平和主義的だったとして評価されました。第二次大戦後の研究では、大久保ら内治派にしておくとして朝鮮侵略に反対だったのではなく、西郷と本質的な差異はないことなどが指摘されます。このような評価の変遷はあるものの、西郷が征韓論を主張し、これに反対する大久保との論争に破れて下野したという事実認識が疑われることはありませんでした。

この「国民的常識」に異を唱えたのが毛利敏彦『明治六年政変の研究』（有斐閣、一九七八年）です。西郷が征韓論を唱えたという史料的な根拠は乏しく、むしろ平和的な使節派遣論者だったという見解が示されたのです。

(3) 平和遣使か武力征韓か

岩倉使節団の帰国が当初の予定から大幅に遅れるなか、一八七三年になって、留守政府のなかで朝鮮への使節派遣問題がもちあがります。西郷隆盛さいこうりゅうせいを皇使として派遣する決定がなされ、帰国した岩倉使節団のメンバーらとの間で征韓論争が展開されました。この結果、西郷らが下野して維新政府が分

国との交渉解決後に派遣するという日清交渉先行案が採用されて、まずは一八七〇年八月の柳原前光やんげんさきはらさきの清国派遣となりましたが、この日清交渉期間中の臨時的な措置として「政府等対」論にもとづき、外務省は官員の吉岡弘毅を派遣しました。吉岡が持参した外務卿書契には問題となる文字は使われていません。政府と政府の間の交渉ならば対等であつてもかまわないとする政府等対論自体が、天皇との間では対等な関係が成り立たないことを示しています。

この交渉もしかし、容易には進展せず、一八七一年七月に日清修好条規が成立し、廢藩置県で対馬（厳原）藩が廢止されると、ふたたび朝廷直交の原則に基づいた主張が勢いを盛り返しました。一月に岩倉使節団が出発する前に取り決められた「凍結」の方針とは、この原則を明確にして交渉をいったん中断するというものだったと思われれます。この合意にもとづいて七二年、わざわざ「天子」の文字を含んだ宗外務大丞名儀の書契をもつ使節が、廢藩置県の通告のためにおくられますが、交渉は暗礁に乗り上げて中断しました。九月には花房義質はなむらよししむが派遣され、日朝外交の窓口となってきた釜山の倭館を、旧対馬勢力から外務省の手に接收します。

たしかに、西郷の主張は、軍隊派遣論に對置して出された使節派遣論でした。釜山倭館の館門に張り出された伝令書が日本を侮辱しているとして軍艦の派遣を求めた外務省の提案に對し、閣議では板垣退助いたがきすすけが一大隊の派遣を主張しましたが、西郷は自らが使節として行って会谈する、しかも非武装で行くと主張したのです。その後、七月から八月にかけて板垣にあてた数通の手紙が、西郷の征韓論を裏付ける証拠とされてきたものです。しかしながら、たとえば七月二九日付の書簡は、次のようなものでした。

「兵隊を先に御遣わし相成り候儀は、如何に御座候や。兵隊を御繰り込み相成り候わば、必ず彼方かたよりは引き揚げ候様申し立て候には相違これなく、其の節は此方こなたより引き取らざる旨答え候わば、此より兵端を開き候わん。左候わば初めよりの御趣意とは大いに相変じ、戦いを醸成候場に相当り申すべきやと愚考仕り候間、断然使節を先に差し立てられ候方御宜敷よろしくはこれある間敷まじきや」

この部分で西郷は、軍隊派遣は戦争につながってしまい、「初めよりの御趣意」とは異なるとして反対しています。しかし同時に、「左候得ば決して彼より暴拳の事は差し見得候に付き、討つべきの名も慥たしかに相立ち候」などともべます。八月一七日付書簡では、「戦いは二段」になるとし、まず「隣交を薄する儀を責め、且つ是迄の不遜を相正し、往く先隣交を厚くする厚意を示され候賦ついでを以て、使節差し向け」るべきであるが、そうすれば朝鮮側は「使節を暴殺に及候儀は、決して相違これなき

事」であるから、そこで「天下の人、皆挙げて討つべきの罪を知」るようになるのだといえます。そして、有名な「内乱を冀こいねがう心を外に移して国を興すの遠略」というフレーズも出てきます。

西郷の発言が、遣使↓暴殺↓開戦というものだったことは、間違ありません。使節派遣と征韓戦争のどちらに本心があったのか。毛利論文は、前者にこそ西郷の真意があり、後者の暴殺↓開戦は強硬論者の板垣を説得するためのテクニクだったのだといえます。両者の関係からいっても西郷が板垣だけに本心を打ち明けていたとは考えにくく、閣議決定を得るためには板垣の支持が不可欠でした。話し合いで決着してしまえば開戦はありえないわけで、長州征伐や江戸開城の際の西郷の行動パターンからすると、西郷には談判で決着をつける自信があったのだと推測します。平和的使節か武力的征韓か。前者に本心があるとすれば、後者は説得のためのテクニクということになり、後者に真意があったとすれば、前者は開戦のための口実づくりというわけです。

いずれにせよ、板垣の尽力もあって、八月中旬の留守政府の閣議では、結局のところ西郷派遣が内決しましたが、九月中旬に岩倉使節団が帰国復命したあと、この問題が政争の焦点となって浮上します。一〇月一四・一五日に開かれた閣議で、延期論をとる大久保らとの論争になりました。この閣議では、結局のところ西郷派遣案が決定されており、「論争」では西郷が勝利したことになります。ところが、このあと、大久保らの巻返し陰謀がはじまりました。心労で倒れた三条実美さんじょうさねとみに代わって太政大臣代理となった岩倉具視いわぐらともみは、閣議での決定とは逆の使節派遣延期を上奏し、天皇の裁可をえたのです。このやり方に憤激した西郷が辞表を提出すると、板垣らも続いて下野し、維新政府は大分裂、大久保を中心とした内治派政権ができて、明治六年の政変が完結しました。

(4) 「名分条理」

西郷の発言をどのように考えたらいいのでしょうか。西郷は、朝鮮問題を台湾および樺太問題と一体のものとして、さらに自らに信望をよせる同志や部下の意向を代弁するかたちで論じています。そのうち、八月三日付の三条あて書簡では、前半の台湾問題についての部分で次のようにいいます。

「世上にても紛紜の議論これあり、私にも数人の論を受け候次第に御座候処、畢竟名分条理を正し候儀は、倒幕の根元、御一新の基に候えば、只今に至り右等の筋を相正されず候わでは、全く物好きの倒幕に相当り申すべき抔との説を以て、責め付け参り候者もこれあり候故、閉口の外他なき仕合いに御座候」

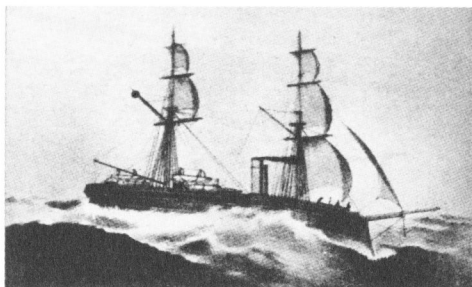
西郷は「世人の論難を受」け「責め掛け」られて「閉口」しているのですが、まさに攘夷派士族らが自らに期待する問題の核心を、「名分条理」を正すことだと捉えます。それこそが、「倒幕の根元」であり「御一新の基」だったはずだといえます。それなくしては「物好きの倒幕」にすぎなかったことになり、維新のために生命を投げ出した同志や部下に顔向けもできないというわけです。「名分条理」とは、明治初年の対馬藩主の上書にも強調されていたとおり、王政復古の理念にもとづいて皇威を輝かせ、天皇中心の国体が廢れて以来の誤った状態を革めて、国勢を挽回することにほかなりません。それは、朝鮮問題においてこそ、典型的にあらわれるはずのもので、西郷はつづけて、朝鮮への使節派遣について述べます。

「最初、親睦を求められ候儀にてはこれある間敷、定めて御方略これありたる事と存じ奉り候。今日彼が驕誇侮慢の時に至り、始めを変じ因循の論に涉り候ては、天下の嘲りを蒙り、誰あつてか、国家を隆興する事を得んや。……最初の御趣意貫かせられず候わでは、後世迄の汚辱に御座候間、斯に至り一涯人事の限り尽させられ候処に御座候」

重要なことは維新の理念にもとづいた日朝関係、朝廷直交の確立であり、「最初」から単なる「親睦」をもとめたわけではなく「方略」があったはずであり、そうした「始め」を変じて「因循の論」に陥ってはならず、「最初の御趣意」にしたがって断固として条理を貫かねばならないということです。

ところが、西郷はまた、先の七月二十九日付の書簡などでも、「初めよりの御趣意」等々といい、ここでは戦争にならないようにするのが「御趣意」だといっています。これは、直接には、最初の閣議での議案が「強て彼が不遜を恕し、彼が非理を宥して、只管聖意の誠を被為尽候」と述べていたことと同様の意味と思われます。「不遜を相正」し「名分条理を正」すことこそ究極の目的なのですが、その実行にあたっては、敢えてこれまでの「不遜を恕」し「非理を宥」し、「聖意の誠」をもって寛大に対処してやろうというのが維新以来の天皇の方針、最初からの「御趣意」なのだというわけです。そうした方針にもとづいて西郷自身が乗り込んで談判をやるとういうことです。

朝鮮側が聡明であつて「条理」を理解し、平和的に解決できれば、それにこしたことはないでしょう。



[17-2] 雲揚号

「深慮遠謀」にもとづいて実行すべきであるというのが、大久保ら内治派の主張でした。朝鮮への圧力も、内治を整え、軍備を増強し、列強との関係を調整して成功の目安をたてたうえで着手しなければならぬということでした。そのような「深慮遠謀」にもとづいて、大久保政権が引き起こしたのが江華島事件でした。

日本での政変と時を同じくして、朝鮮でも政変がおこっていました。国王高宗の父で摂政として政権を握ってきた大院君テウオンシンが下野し、かわって王妃閔氏の一族を中心とした閔氏政権が成立したのです。

妥協的な政府の出現で交渉は進展のきざしをみせ、一八七五年に入ると大久保政権は、新たな外務卿書契を持って森山茂を派遣します。しかし、なおも「皇上」などの文字をめぐる対立が解けず、さらに森山の洋服着用問題などで新たな紛糾も発生しました。日本側は軍艦雲揚号うんようごうを釜山に入港させて示威活動をおこないましたが効果はあらわれません。いったん長崎へ戻ったあと再び朝鮮近海に出動していた雲揚号は、九月二〇日、江華島に近づいて砲火を交えるという事件をひきおこしました。

本土と江華島との間の狭い水道に侵入した雲揚号は、草芝鎮砲台から砲撃をうけて応戦し、損害を与えたあと南下して仁川の対岸にある永宗島を攻撃、陸戦隊を上陸させて永宗鎮を占領します。この戦闘で三十数名を死亡させ、銃砲を捕獲してひきあげました。日本政府は諸

う。しかし、それがだめなら力づくでも正義を押し通さざるをえない。条理を貫くことこそが大切なのであって、平和的か武力的かは、西郷の論理にとっては二義的なことがらだったといわなければなりません。西郷自身の朝鮮認識がどのようなものだったかはともかく、自らの使節派遣案への承認を得るため政府部内を説得しようとして展開した議論は、右のようなものでした。そうした議論が維新政府において有効性をもっていると、西郷は判断したわけですね。朝鮮問題は、王政復古の理念と深く結びついていたのであり、その処理は明治維新そのもの、維新政府自体の正統性にかかわる深刻な問題だったということができます。

(5) 江華島事件

西郷の主張の核心が「名分条理」の貫徹にあったのに対して、大久保は次のように、「義」とか「恥」などといった観念にもとづく外交を批判します。

「凡そ国家を経略し其疆土人民を保守するには深慮遠謀なくんばあるべからず。故に進取退守は必ず其機を見て動き、其不可を見て止む。恥ありといへども忍び、義ありといへども取らず。是其軽重を度り、時勢を鑑み、大期する所以なり」

万国公法をふまえたパワーポリティクスの観点にたつて、外交は「軽重」をはかり「時勢」を考え、

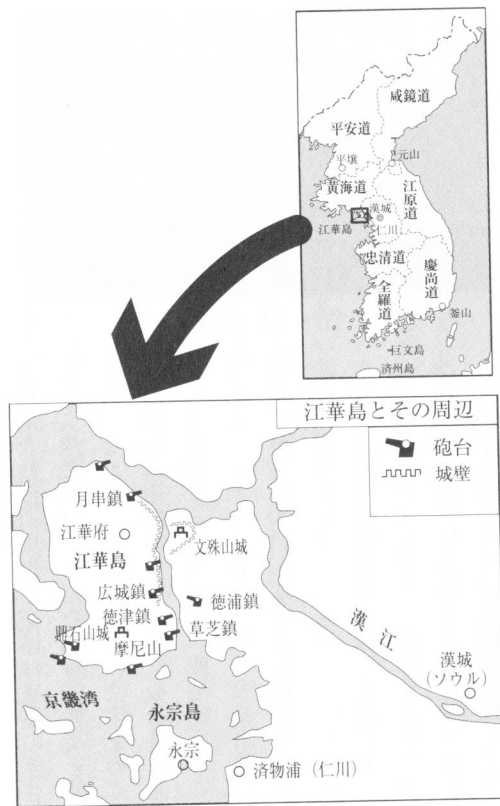


【17-4】 江華島事件の図
(村井静馬編『明治太平記』)

事件の発生が伝えられると、日本国内では開戦論が大きな高揚をみせました。大久保政権は、問罪のため使節として黒田清隆くろだきよたかの派遣を決めます。黒田は一八七六年二月、七隻の艦船で江華島にのりこみ、国内での征韓論の高まりを強調して朝鮮側を威圧し、条約締結をせまりました。ただし、内治派政府自身が征韓論の立場に転じたわけではなく、政府の方針は一貫して征韓派の暴発を押さえつつ、万国公法に依拠した条約を強要しようとするものでした。万国公法を前提とした日朝修好条規第一条の「朝鮮国は自主の邦」という規定は、征韓論を否定するものであると同時に、清国との宗属関係を否定して朝鮮への進出の足掛かりを築こうとするものでもありました。「日本国と平等の権を保有せり」とうたひながら、実態は一方的に日本側に有利な条約でした。同年中に修好条規付録や貿易規則が調印され、付属文書の交換がおこなわれますが、これらによつ

艦派遣に反対していました。海軍省はすでに、アメリカ艦隊が一八七一年に同島を占領したあと海図を譲り受けており、雲揚号はそれを頼りに砲台へ接近したはずです。

に予測できたことであり、日本側の意図的な挑発による事件だったといわなければなりません。雲揚号の自動自体が、朝鮮側を威嚇するためのものでした。これに対しては、たとえば『東京日日新聞』が「其船が朝鮮へ到着するときは、嘗て朝鮮人が美国（アメリカ）人に仕向けたるが如く、又之に抗敵して発砲するなる可し、然るときは大事件の発起するも計るべからず」という英字新聞の記事を紹介しています。政府に復帰していた板垣も、「戦に至るべきは火を賭るより瞭あきらか」と、軍



【17-3】 朝鮮半島および江華島の地図

外国に対して、飲料水を求めて近づいたところとつぜん砲撃されたのだと説明しましたが、江華島は首都防衛の要衝にあたり、一八六六年と七一年にはフランスおよびアメリカ艦隊に占領されたばかりで、いっそうの防備が固められていました。同島への接近が、こうした事態を招くのは十二分

て領事裁判権の承認や関税自主権の否認などを含んだ不平等条約の体系が形をととのえます。近代的な国際関係を前提とした朝鮮侵略外交がスタートすることになります。

第
18
章

日清戦争と朝鮮

(1) 日本と清国の対立

中国を中心とした東アジアの国際秩序に対する欧米列強の圧力は、中国と周辺各王朝との冊封関係を廃絶させ、それぞれの地域を列強の植民地として切り取るべく作用するものでした。東アジア世界解体の危機に直面して、清国は当然のことながら冊封体制を再編して韌帯を強化しようとし、周辺諸国家もまたそれによって外圧に対処しようとしています。そうした東アジア地域に位置しながら、伝統的な国際秩序の解体を内部から促進するようふるまったのが日本でした。日朝修好条規第一条の「朝鮮は自主の邦」であるという規定により、日本は清国と朝鮮との宗属関係を否定して朝鮮の「独立」を主張し、これを武器に清国と対決しようとしています。開港後の朝鮮との交渉の中では、

「両国大臣の条規を講定するや、貴国自ら自主独立と称す。我政府従て之を信認せり。……若し貴国にして別に奉事する所の上国ありて其指揮を仰がば、是藩属のみ。自主独立と称するに足ら

ざるなり」

というように、朝鮮と清国との結びつきを牽制したのです。

日本による圧迫に対して、清国は朝鮮への開国勧告をもって応じました。一八七六年においても、朝鮮政府の大勢は日本の要求を拒否する方向にあったのですが、李鴻章による勧告が条約調印に踏み切らせるおおきな要因となります。李鴻章の方針は、列強の圧力、とくにロシアの脅威を回避するためには、日本との紛争を避け、むしろ条約を結んで欧米諸国を牽制する方が得策だとするものでした。伝統的な「夷を以って夷を制する」施策といえます。対日開港ののちも、朝鮮は欧米との国交はとどろしたままでしたが、一八七九年に日本が沖縄県設置を強行すると、李鴻章は朝鮮に対してアメリカなどとの条約締結を勧告します。日本の矛先が朝鮮に向かうことを予測し、これを防ぐためには、列強と国交を開いて日本の動きを牽制すべきだと考えたわけです。一八八〇年に修信使として訪日した金弘集ホシジツに対し、駐日清国公使の何如璋が贈った黄遵憲『朝鮮策略』は、主要な脅威をロシアとしつつ、日本だけでなくアメリカと結び、国内の近代化をすすめるべきことを説いていました。

金弘集が『朝鮮策略』を持ち帰ったあと、朝鮮政府は開国・開化政策の実施を決定し、てはじめにアメリカとの条約締結の方向をきめます。しかし、この条約に関する協議は、宗主国である清国の李鴻章と駐清アメリカ公使のシューフェルトとの間ですすめられました。李鴻章は、条約の中に朝鮮が清国の属邦であることを明記し、宗属関係に対する国際的な認知を得ようとしています。一八八二年の朝米条約には、アメリカが拒んだため属邦条項は盛り込まれませんが、調印後に国王高宗がアメ

リカ大統領へあてた親書のなかで、朝鮮が清国の属邦あることを宣言しました。同年に結ばれる中朝商民水陸貿易章程では、

「朝鮮は久しく藩封に列す、……此次このたび、水陸貿易章程を訂する所は、中国の属邦を優待するの意に係わる」

との文言が前文に書き込まれます。清国の朝鮮政策は、伝統的な冊封関係を再確認し、それに依拠して欧米列強や日本による侵略を防ごうとするものだったのです。

朝鮮の「独立」をうたい文句として清国との冊封関係を断絶させ、朝鮮侵略の足掛かりをえようとする日本と、宗属関係を明確にして東アジア世界の解体を防ごうとする清国との対立が、日清戦争へむけて深まっていくこととなります。

(2) 壬午軍乱と甲申政変

欧米列強による外圧と日清両国の対立のなかで、朝鮮の内部での対応はどのようなものだったのでしょうか。アヘン戦争で清国が、ペリー来航によって日本が、それぞれ開港を余儀なくされたあと、朝鮮近海にも異様船が頻繁に出没するようになります。一八六六年にはフランス艦隊が江華島へ、アメリカ船シャーマン号が大同江へ侵入し、さらに一八七一年にはアメリカ艦隊が江華島を攻撃する事



[18-1] 大院君

中華文明の正統を担うのは朝鮮であるとする小中華主義の自負に立脚して、三百年通好の余にもとづき、人倫をわきまえない西洋人とは勝敗の如何にかかわらず対決する以外ないとして、中華文明の護持をはかろうとします。そして、書契問題で対立していた明治維新以降の日本については、

「我国の洋人を見ること、羊禽獸の如く、相通するを欲さず。日本に至りては、三百年通好の余、忽然として其の国俗を変え、其の衣冠を換える。小邦理に非ざるを責論すれども、終に之れを聴かず」

というように、すでに西洋文明に屈伏して「倭洋一体」と化してしまったと鋭く見抜き、一八七六年に日朝修好条規の調印をせまられた際にも、徹底してこれに反対しました。

このような衛正斥邪派に対して、自主的な開国の必要を主張したのが、領議政の地位にあった朴珪寿パクギスでした。北学思想家朴趾源の孫にあたる朴珪寿のもとには、多くの青年官僚らがあつまって開化派を形成します。北学思想の多元的な世界認識を継承して、列強争覇の国際社会における国家的な保全の道を模索し、西洋技術の導入による自強策の必要を主張したのが開化派でした。対日開国のあと、さらに一八八〇年に開国・開化政策が決定されるという情勢のなかで、開化派は勢力を増大させていきます。

清国洋務派政権が開国政策を勧奨する動きに、衛正斥邪派は危機感を強め、

「我東の礼儀の邦たるは天下の共に知るところなり。而るに見今一種陰邪の気、毒を四方に流す。惟だ此の青邱（朝鮮）一片、独り乾淨を保つは、寔こゝろ、礼儀を相守るを以てなり」

と、小中華意識をいっそう深めます。そして一八八一年には、各地の衛正斥邪派は、いっせいに開化政策に反対する上疏運動を展開しました。他方で開化派は、開化政策の推進を求めて上疏をおこない、双方が正面から対決する様相となったのです。

攘夷が開国かの対立が深まるなかで、一八八二年七月、首都漢城で壬午軍乱といわれる反乱が勃発します。開化政策のなかで冷遇された旧式軍隊の兵士たちの不満が直接のきっかけでしたが、対日開港いらいの経済変動で生活を圧迫されていた下層民衆がこれに合流しました。民衆は日本公使館を襲撃し、大院君を政権の座に復帰させます。しかしながら、閔氏政権の要請で清国軍が出動し、日本もまた軍隊を派遣しました。清国軍は大院君をとらえて天津へ連れ去り、大院君政権は一カ月ほどで崩

件がおこっていました。

こうした列強の侵略を打ち破ったのは、高宗の父親として政権を担当する大院君でしたが、その鎖国攘夷政策を思想的に支える役割をはたしたのが衛正斥邪派です。その中心となった李恒老イヘンラらの学派は、宋時烈の学統をうけつぎ、中国が夷狄の王朝に支配されている現状において、

壊して閔氏政権が復活します。衛正斥邪派の攘夷運動はひとまず敗北を余儀なくされたのでした。壬午軍乱が平定されたあとも、清国は軍隊をそのまま漢城に駐留させ、復活した閔氏政権への介入を強めます。こうした事態に対し、開化派の内部には二通りの立場が分立することになりました。金允植キムインシクや金弘集キムホンシク・魚允中イムンジュンら穏健開化派は、清国との宗属関係の枠組みを維持し、洋務派との連携のもとに改革をすすめるようにとします。すなわち、金允植が、

「我国の中国の属邦たることは、天下の共に知る所なり。……我国の若く弧弱の勢を以て、若し大邦の作保無ければ、則ち実に特立し難し」〔『陰晴史』〕

と述べるように、むしろ積極的に清国との連携を強めることによって外圧に対抗しようとした、戦略的な事大主義というべきものでした。そして、改革の進め方においても、

「日本の為す所、多く意に満たず。洋人の道を悦びて、尽く其の鬚髪・衣冠・典章・法制を化え、但だ能く目深く鼻高からざるを恨む。且つ百年以来、頗る文風を尚べども、今は則ち文字を掃除し、専ら洋文を習う」

というように、「東道」すなわち中華文明を基本にすえて西洋技術を導入しようとする東道西器論の立場に立っており、欧化主義的な日本の近代化には批判的でした。

一方、金玉均キムオクギョムや朴泳孝パクヨウヒョウ・洪英植ホンヨンシクら急進開化派は、清国の介入が強まるのに反発して「独立」を標榜し、日本との関係を強化しようとしています。改革のモデルとしても、明治維新以来の日本の文明開化に注目したのです。金玉均ら急進開化派は、一八八四年一二月、クーデターを起こして閔氏政権の要人を殺害し、新政府をつくって改革要綱を発表しました。しかし、閔氏政権からの出動要請をうけた清国軍の攻撃のまえに、たちまち劣勢となります。金玉均らの支援を約束して出動した日本守備隊も、形勢の不利をさとった公使竹添進一郎が引き上げを命じ、甲申政変は三日天下におわりました。

(3) 内政干渉と軍備拡張

甲申政変では、日清両国の軍隊が漢城において対峙する事態が生まれました。日本は、漢城条約を結んで朝鮮に賠償金の支払いを認めさせる一方、一八八五年に清国との間で天津条約を締結し、日清双方が朝鮮から撤兵すること、将来もし出兵する場合には相互に事前通告することなどを決めます。この天津条約のもとで、清国は袁世凱を駐劄朝鮮通商交渉事として派遣し、内政への干渉を強めます。駐米公使となった朴定陽パクテヨンヤンは、宗主国の清国公使に無断で大統領への親書を交付したため、袁世凱の圧力によって帰国を余儀なくされました。

一方、金玉均らの失敗で介入の足場を失った日本は、清国との対決に備えて軍備の拡張に邁進します。すでに一八八三年には海軍の、八四年には陸軍の拡充計画がスタートしていましたが、国家予算に占める軍事費の割合は同年に二〇%を、一八九〇年にはついに三〇%を超えることとなります。八

年 度	軍事費 (a)	一般会計 歳出 (b)	a / b × 100
明治 9	10,330	59,309	17.4
10	9,203	48,428	19.0
11	9,249	60,941	15.2
12	11,258	60,318	18.7
13	12,013	63,141	19.0
14	11,852	71,460	16.7
15	12,411	73,481	16.9
16	16,165	83,106	19.5
17	17,487	76,663	22.8
18	15,512	61,115	25.4
19	20,524	83,224	24.7
20	22,237	79,453	28.0
21	22,540	81,504	27.7
22	23,449	79,714	29.4
23	25,692	82,125	31.3

(室山義正『近代日本の軍事と財政』東京大学出版会、1984年より)

八年にはそれまでの鎮台制を師団制に替えて、大陸での戦争に対応できる軍事編成にあらため、翌八九年には徴兵令の改正もおこなわれました。一八九〇年の山県有朋『外交政略論』は、主権線のみならず利益線を守る必要があります、それは清国と朝鮮との国境にあたる鴨緑江だといいます。朝鮮をも日本の軍事的な勢力下におくことを目指そうというわけです。そのために山県が力説したのは軍備と教育でした。同年の教育勅語では、教育の目標として「忠君愛国」が強調されます。

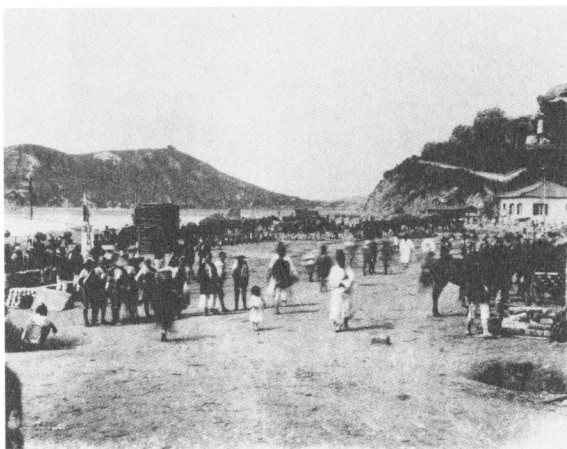
ただし、この時期が、日清戦争へ向かって一直線に突き進んでいった過程とみるべきかどうかは、むずかしい問題をはらんでいます。すくなくともこの天津条約締結後の十年間は、近代の東アジアにおいてまれにみる平穏な時代だったようにもみえます。協調的な外交が試みられた時代でした。清国による干渉も、何如璋らが、「朝鮮に駐劄弁事大臣を設け、……凡そ国内の政治、及び外国の条約は、皆な中国より之れを主持す」と主張し、近代的な意味での植民地化の方向を目指していたのに対して、政権を担当していた李鴻章らは、伝統的な東アジアの外交秩序の維持をめざし、「該国の日本と通商往來を願うと否とは、其の自主を聴し、本より中国の能く干預せざる所なり」というように、属邦と

いえども内政・外交は自主にまかせる原則を維持しようとはかりました。

日本政府においても、朝鮮「独立」論を唱えて介入の強化を主張する強硬派に対し、伊藤博文や井上馨らは、朝鮮政策について清国の宗主権を容認するかのような発言をしています。つまり、アジアの平和の要は「日清の親睦を厚する」ことにあり、「朝鮮をして、一面には清国に事するの礼を失はしめず、一面には之が保護を与へる政策をとるべきであり、実施にあたっては「朝鮮より先ず清国に通報し、其の異義なきを待てからおこなうのがいいのだと述べます。朝鮮でも、金玉均ら急進開化派の「独立」路線が失敗したあと、清国との戦略的な事大主義政策が追求されました。

それでは、この時期の伊藤らの「穩健」路線をどのように理解すべきなのか。天津条約締結ののち、井上が清国に提案した「朝鮮弁法八カ条」は、朝鮮問題については井上が李鴻章と協議し、李から朝鮮政府に実施を働きかけるべきだというもので、そのかぎりでは清国の宗主権を容認しているようにみえます。山県の『外交政略論』も、具体的な施策として掲げるのは、朝鮮を中立化し、清国をはじめイギリスやアメリカをふくめた列国による共同改革をめざそうという構想であり、朝鮮「独立」を主張して日本の介入を急ごうとする強硬路線とは一線を画しているようにもみえます。

しかしながら、当時の日本のおかれた立場と力量を考えると、こうした「穩健」路線がどのような意味をもっていたのかは、慎重に検討する必要があるでしょう。井上による李鴻章との協議とか、国際的な共同改革という提案自体が、清国の宗主権への真つ向からの挑戦にはかなりません。しかも、甲申政変のあと朝鮮政府内に介入の足掛かりを失ってしまった中で日本の提案です。李と協議するという弁法八カ条の要求とは、日本にも口出しの余地を残してくれという提案なのであり、もち



【18-3】 日本軍の仁川上陸

れ、翌九〇年には帝国議会が開かれましたが、いわゆる初期議会では、過半数を占めて優勢な民党が藩閥政府と激しく対抗することになります。薩長勢力は九二年、伊藤博文を再び首相として、有力メンバーが総出で第二次伊藤内閣を組織しました。背水の陣をしいた「元勳内閣」でしたが、これもまた、対外硬を主張する民党の攻撃にさらされて苦しい状況においつめられます。九四年三月の青木周蔵駐英公使あて書簡で外務大臣陸奥宗光は、「形勢は日一日と切迫し、政府において何か人目を驚かす程の事業をなすにあらざれば、この騒々しき人心を沈静すべからず。さりとて故なき戦争を起す訳にも不参候」とのべ、条約改正交渉を急ぐよう督促しています。事態はさらに進んで、ついに九四年五月三十一日、内閣弾劾奏案が可決されてしまいます。藩閥政府は窮地に追い込まれました。

日本国内の諸勢力が注視した朝鮮では、この年の春から全羅道地方で、役人の不正に抗議する農民の反乱がおこっていました。いったん解散した農民らは、「天心すなわち人心」を説く新興の宗教東学の組織を媒介に陣容をととのえ、五月にはいって「倭夷を逐滅し聖道を澄清せよ」「兵を駆て京に入り権貴を尽滅せ

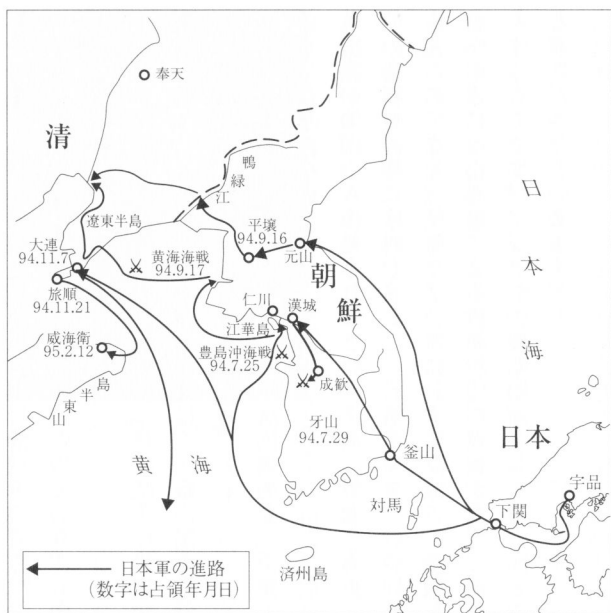
ろん李によって軽く一蹴されてしまいました。中立化や共同改革の主張も、そうした場を設定することで日本の発言権を確保しようという提案にすぎません。

そのうえ、当時の東アジアにおいて清国とイギリスの関係は安定的で、その清国と事を構えればイギリスと対立するおそれもありました。国際情勢に配慮した伊藤や井上が、朝鮮「独立」を叫ぶ強硬論に警戒的だったのも当然のなりゆきといえます。これらの構想はあくまでも状況的な判断にもとづくものであり、原理的に「属邦」論の立場にたっていたわけではなかったように思われます。清国との摩擦をさげようとする点で「穩健」ではありますが、朝鮮への侵略志向が弱かったわけではなく、もつとも現実的なやり方でそれを推し進めようとする路線だったといえるでしょう。

(4) 開戦への道

日清戦争は、ほかならぬ朝鮮をめぐる日本と清国の対立の帰結でした。一八九四年という時点での開戦の背景にあったのは、やはり、軍備拡張政策によって清国軍と戦えるメドがついたことです。すでに一八八七年に参謀本部第二局長の小川又次は「清国征討策案」で、清国の軍事改革が進む前に一撃を加えるべきだと書いていました。九三年になると山県有朋が「軍備意見書」を書いて、シベリア鉄道完成前の日清開戦を主張しており、機は熟していたといえます。軍はじつと朝鮮の動静をうかがっていました。

一方、国内の政治状況は予断を許さないものがありました。一八八九年に大日本帝国憲法が制定さ



【18-5】 日清戦争／日本軍の進路

がおこなわれたとする見解と、伊藤内閣の朝鮮政策が穩健路線の上にある、出兵時点では必ずしも開戦の方針が決定的なものではなかったとする見解です。外相として戦時の外交をになった陸奥宗光は、戦後になって『蹇蹇録』を著し、一方に軍部をはじめ強硬な開戦要求、他方に欧米列強の介入を避ける必要のなかで、いかに苦心の外交を展開したかを主張しています。こうした「陸奥外交」について、昭和期の軍部の侵略政策に批判的な立場から書かれた信夫誠三郎の名著『日清戦争』（一九三四年）は、一貫した方針に基づいて軍の独走を控えつつ、戦争を勝利に導いたものとして高く評価

駐屯していた清国軍に攻撃をしかけます。そのうえで八月一日、正式な宣戦布告をおこないました。ところで、開戦にいたる日本政府の方針をどのように理解するかについては、いくつかの見方があります。天津条約体制のもとでの軍拡路線の延長上に、はじめから開戦を目指して出兵し、開戦外交



【18-4】 王宮占領「大鳥公使大院君を擁護入城の図」（東京経済大学図書館蔵）

よ」などのスローガンをかけて蜂起し、日本で内閣弾劾上奏案が可決されたのと同じ五月三十一日には、道都の全州を占領しました。自力で鎮圧できなくなった朝鮮政府が、宗主国の清国に出兵を要請するのではないか。その時が日本も出兵するチャンスである。六月二日の閣議で伊藤内閣は、総辞職ではなく議会の解散を決めるとともに、朝鮮への出兵方針を決定します。そして、五日には広島に大本営を設置しました。はたして、清国は六日、天津条約にもとづいて朝鮮への出兵を通告してきました。伊藤内閣はただちに七日、日本への出兵を清国に通告します。

こうして、日清両国が出兵し、朝鮮で対峙することになりました。開戦の口実となるのを避けるため、農民軍は政府との間に改革の約束をとりつけ、全州城から退去します。出兵の理由はなくなりました。これが拒否されると、今度は日本単独で実行するとして朝鮮政府に対し改革案をつきつけます。朝鮮政府が拒否すると、七月二三日、日本軍は慶福宮を包囲し、激しい戦闘のちこれを占領して親日政権をつくりあげ、開戦へ向けた態勢をかためました。七月二五日には豊島沖で清国艦隊を先制攻撃し、さらに陸上では成歙に



[18-6] 福沢諭吉

しました。第二次大戦後の中塚明『日清戦争の研究』（一九六八年）は、逆に伊藤や陸奥の外交も当初から侵略的な性格において一貫していたのであり、この点で政府も軍も一体であって二重外交というようなものではないと強調しました。

これらに対して、近年の高橋秀直『日清戦争への道』（一九九五年）や大沢博明「伊藤博文と日清戦争への道」（一九九二年）などの研究は、伊藤内閣の方針がいずれの意味でもけつして一貫性をもったものではなく、状況に応じて右往左往したものだとして、「陸奥外交」なるものの虚構性を指摘しています。天津条約のもとでの対清協同的な「穩健」路線の潮流にあった伊藤内閣は、出兵時には必ずしも開戦をめざしていたわけではなく、出兵後の国内世論にひきづられ（高橋）、また、共同改革提案が清国から拒絶されるという予測の失敗（大沢）などから、戦争に引き込まれていったとみて、その過程を詳細に検討しました。日清戦争までの時期の外交政策が必ずしも宿命づけられた一本道を歩んだのではなく、朝鮮やアジアに対する認識にも多様な可能性が存在していたこと、したがって、戦争への道には指導層による政策決定の意義が重要であり、その責任が大きかったことを明確にしようとするものです。アジアへの侵略国家としての方向を確定したという意味で、日清戦争は時代を画する事件だったといえます。

(5) 「文明と野蛮の戦争」

ただし、清国との全面対決を望んだか否かという点では、伊藤らが相対的に穩健だったとしても、客観的にみれば、共同改革の要求自体が清国と朝鮮との宗属関係に対する正面からの挑戦にほかなりません。そして、朝鮮を改革しようという要求そのものが、日清共同であろうと日本単独だろうと、あからさまな朝鮮への干渉であり侵略志向のあらわれというべきものでした。なによりも、日清戦争は変革のために立ち上がった朝鮮の農民軍を武力で鎮圧する戦争でもありました。日本国内の硬軟諸潮流の差異を検討することの意義は重要ですが、朝鮮からみれば、それらを総合した日本国家による侵略が実行されたものであるという点を明確にしておく必要があるでしょう。日清戦争は、ほかならぬ朝鮮侵略のための戦争だったのであり、朝鮮を戦場とした戦争でした。

この戦争を煽りたてたのが、福沢諭吉ら好戦的なジャーナリズムです。

「文明流の改革を悦ばざるは未開人の常にして、……頑民を導て文明の門に入れんとするには、兵力を以て之に臨むの外、好手段あることなし」（『時事新報』一八九四年七月四日社説）

「今度の開戦は、日本が朝鮮に文明流の改革を促し、自立、自ら交ふるの実を全ふせしめんとしたるに、彼の支那人は其文明流主義に反対して種々の妨害を試みたるのみならず、遂に兵力を以て我に反抗の意を表し、剩さへ彼より端を開きたるより止むを得ずして戦を宣布するに至りしのみ」(同八月五日社説)

すでに福沢は、「亜細亞洲中、協力同心、以て西洋人の侵凌を防がん」と、まだしも自らをアジアの中に位置付けた議論をしていた段階から、論説「脱亜論」(一八八五年)によって、「アジア東方の悪友を謝絶」し「其伍を脱して西洋文明国と進退を共に」しようという「脱亜」の主張に転じていた。東アジア世界からの離脱を積極的に価値づける宣言といふべきものではしたが、さらに日清戦争の時期には、自らを「世界文明」の側に位置づけて、「世界文明の風潮が人の手を仮りて波動を朝鮮に及ぼしたるものにして、日本人は只これが動機たるに過ぎざるのみ」「世界共通の文明主義を拡張するの天職を行ふもの」等々と述べるにいたります、この戦争を文明と野蛮との間の戦争とし、文明の立場にたつ日本が野蛮な清国との関係を切断して朝鮮を文明的に改造するのだと呼号しました。いち早く西洋文明をとり入れた日本が、アジアの近代化を指導してやるのだというイデオロギーにもとづく最初の大規模な戦争、それが日清戦争だったということができません。

一八九五年四月に調印された下関条約は、その第一条に、「清国は朝鮮国の完全無欠なる独立自主の国たることを確認す」とし、「朝鮮国より清国に対する貢獻典礼等は将来全く之を廃止すべし」と規定しました。伝統的な冊封関係を、清国自身が自ら否定したものであり、これによって清国は周辺の朝貢国をことごとく喪失することになります。中華帝国としての清国は、なお一九一一年の辛亥革命まで存続するものの、中国を中心にした伝統的な東アジアの国際秩序は、ここに解体を余儀なくされたということができ、日本は朝鮮への侵略の足掛かりを得たのでした。